諮問番号:平成26年諮問第4号 諮問日:平成26年7月2日 答申番号:平成26年答申第4号 答申日:平成26年7月28日

件 名:特定非常勤職員3名に係る採用及び解職の決裁文書の不開示に関す

る件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定非常勤職員3名に係る採用及び解職の決裁文書(以下「本件対象文書」 という。)につき、その一部を不開示としたことは、妥当である。

第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

1 苦情申出の趣旨

衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程(以下「規程」という。) 3条に基づく本件対象文書の開示申出に対し、平成26年5月2日付衆庶発第1118号により衆議院事務局(以下「事務局」という。)がその存否を明らかにしないで開示しないとしたことについてその取消しを求め、当該文書を開示すべきというものである。

2 苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、以下のとおりである。

事務局は本件対象文書につき、規程6条の規定により、その存否を明らかに しないで不開示としたが、本件対象文書は以下の理由により存否を明らかにし た上で、開示されるべきである。

本件開示申出は、事務局が指摘するとおり、特定個人を示して行ったものであり、当該個人につき事務局の非常勤職員(客員調査員)として採用されたかどうかの事実を明らかにさせるものである。これらの特定個人については、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という。)事務局に勤務していた者であり、その事実として当該個人の氏名については、国会事故調報告書に記載されており、当該個人の氏名は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条1号が規定する「個人に関する情報」であるものの、これらの職員の氏名については既に公になっていることから法5条1号ただし書イ(法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報)に該当する。

国会事故調の委員長及び委員並びに事務局職員等については、事務局及び

参議院事務局において各々分担して採用及び退職に係る手続を実施したものと承知している。事務局は過去に国会事故調の委員長、委員、参与、事務局長、事務局総務・調査部総務課長、事務局総務・調査部調査課長及び衆議院参事1名(現在衆議院議員の職にある者)の氏名及びこれらの者に係る同種の文書を開示しており、同様に法5条1号ただし書イに該当する。

なお、事務局は過去に国会事故調委員長及び委員並びに事務局職員等に係 る採用及び退職に係る決裁文書の一部を開示したが、不開示とした部分につ き苦情の申出を行ったところ、苦情で指摘した部分につき、事務局情報公開 苦情審査会の調査審議及び答申を待たずに追加で開示した例があるが、本件 対象文書に記載された特定個人については国会事故調報告書に氏名の記載が あるにもかかわらず開示を行わなかった。その理由について担当職員に情報 公開窓口において口頭で照会したところ、本件対象文書の存否については明 らかにしない上で、一般論として学術論文等における査読者は通常公開され ない例である旨の回答があった。しかしながら、国会事故調報告書には、査 読者の氏名が5名記載されており、うち2名(齊藤誠及び杉本純)に関して は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程(平成 23年3月30日参議院事務総長決定)に基づき、事務局文書の開示申出を 行ったところ、参議院事務局において客員調査員として採用された際の決裁 文書が開示された。前述したとおり、国会事故調の職員等は衆参両院事務局 において分担して採用されており、また、過去に事務局が一部開示した文書 に、「非常勤職員(客員調査員)の採用について」及び「非常勤職員(客員調 査員)の解職について」との文書が3名分含まれていたことから、国会事故 調報告書の査読者が「客員調査員」の職名によって採用されたと推認できる。 事務局情報公開苦情審査会の平成26年答申第2号(東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会及び同事務局に関する議院行政文書の不開示に関する 件)において指摘されているとおり、事務局と参議院事務局の情報公開制度 は、その制定者も導入時期も異なる別個の制度であるが、いずれの制度も「法 の趣旨を踏まえ」(規程1条) 定められたものであり、制定者や制定に至る過 程も異なる別個の制度とはいえ、その趣旨は同様であると解するべきである。 また、参議院事務局情報公開苦情審査会の平成24年度答申第4号(「記章帯 用証のカード化について」の開示に関する件)において、参議院事務局が不 開示とした文書と同種の文書を過去に事務局が開示していたことから、参議 院事務局に対し苦情の申出が行われ、同種の情報については、法5条1号た だし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、「ある情報と同種の 情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由 がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」(総務省行政管理 局編「詳解情報公開法」49頁)と解釈されているところ、既に事務局にお

いて規程に基づき正規の手続によって開示されていることから、慣行として 公にされていると認められ、法 5 条 1 号ただし書イに該当すると認められる との判断がなされた例がある。したがって、本件対象文書についても同様に 法 5 条 1 号ただし書イに該当する。

また、本件申出に係る特定個人3名については、参議院事務局が開示した記章交付申請書及び返納届に国会事故調職員として氏名が記載されている。国会事故調の委員長及び委員並びに事務局職員等には公務員記章が交付されており、同記章は衆参両院事務局の共同管理に係るものであることから、参議院事務局が開示した以上、これらの職員の氏名は、同種の情報として同様に法5条1号ただし書イに該当する。

以上の理由により、事務局が存否を明らかにしないで不開示としたことに は理由がなく、本件対象文書は存否を明らかにした上で、開示されるべきで ある。

第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局からの説明を聴取したところ、おおむ ね以下のとおりである。

1 不開示部分

本件対象文書については、存否を明らかにしないで開示しないこととした。 しかし、苦情の申出の後、国会事故調報告書及び同委員会会議録を踏まえて 検討した結果、本件対象文書を部分開示することとし、その中で、特定非常 勤職員3名の氏名等を開示した。残りの不開示部分は、特定非常勤職員3名 に係る給与額及び退職理由である。

2 不開示理由

本件対象文書は全体として法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報である。 給与額及び退職理由については、いずれも公表慣行があるとは認められず法 5 条 1 号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する 事情もない。よって不開示とした。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 平成26年 7月 1日 苦情申出書の接受
- ② 同月 2日 諮問
- ③ 同月16日 事務局からの説明の聴取及び調査(本件対象文書の見分を含む。)・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、特定非常勤職員3名の採用、退職に係る決裁書類であり 全体として個人に関する情報である。

事務局は、本件対象文書のうち、既に特定非常勤職員3名に係る給与額及び退職理由を除く部分については開示したとのことであるから、当審査会は、給与額及び退職理由の不開示の妥当性について検討する。

2 法5条1号ただし書イないしハの該当性

本件対象文書は全体として法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報である。 給与額及び退職理由については、いずれも公表慣行があるとは認められず法 5 条 1 号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する 事情もない。

3 本件不開示の妥当性

以上の理由から、本件対象文書の不開示部分について、不開示としたことは妥当であると判断した。

第6 答申をした委員

矢崎秀一、戸松秀典、上村直子